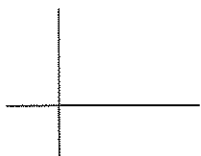




第4章

ハンセン病に対する政策の検証



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

ハンセン病に対する政策

ハンセン病に対する偏見・差別が作出・助長されてきた実態を解明するため、国の隔離政策に県が関わってきた「無癩県運動」等の実態を調査し、今後再び同様の過ちを繰り返さないために検証するとともに可能な限り資料として添付しました。

1 「無癩県運動」について

「無癩県」とは文字通り、ハンセン病患者がいなくなった県、すなわち、すべての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなくなった県を意味する。この語が初めて使用されたのは、1929（昭和4年）、愛知県であったが、広く使用されるようになるのは、1931（昭和6）年の「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されたからで、特にハンセン病患者の「二十年根絶計画」が開始された1936（昭和11）年以降に強調されていく。「無癩県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込もうとする官民一体となった運動が「無癩県運動」である。」と「最終報告書」で述べられています。

この運動に兵庫県が関わってきたことを示す資料調査を実施し、資料として掲載しました。（2重線囲みの資料を章末に掲載しています。）

1933（昭和8）年「癩予防デー」を中心とした講演・映画会状況

出展：癩予防協会「昭和八年度事業成績報告書」1935年

全国でも兵庫県内の参加者数や開催日数が多く、積極的に事業を推進していたことを示す資料です。

1935（昭和10）年 兵庫県下に於ける癩部落の疫学的考察

出展：レプラ第6巻

兵庫県担当課が阪大医学部と共同調査をした論文で、内容が21章に及ぶため、資料として巻頭の頁のみ章末に掲載しています。

非常に遺憾な事ですが、当時、特定の地域を癩部落と呼んでおり、詳細な調査研究が行われていたことが事実として残っています。

1943 (昭和18) 年 国立療養所長島愛生一覽 (昭和18年3月末現在)

無癩村の予後を樂觀 (光田健輔)

今日の処、無癩県運動は父県知事の熱心なる指導によりて (中略) 殆ど数人の老衰患者を残して浄化せられた。 (中略) 兵庫県A村の4, 082名の検診が光明園医官の手により完了せられ、其内新発見6名、容疑者6名、在来自宅患者6名の内 (中略) 自村を救わんがため (後略)

隔離政策を推進した光田健輔著の文献中に、兵庫県内の検診について記載されています。全国的に無らい県運動や検診を実施しており、兵庫県内のある村では光明園から医者が来県し、住民対象に検診を実施していた様子が書かれています。また、「浄化せられた」という言葉は、一般的に人に対して用いられることのない言葉であり、著者の光田健輔がハンセン病に対して持っている差別偏見の意識の表れでしょう。

当時の社会状況がハンセン病者にとって、いかに酷い扱いであったのかが容易に推測できます。

1950 (昭和25) 年 阪神地方に於ける癩の統計的観察
レプラ第19巻第6号 (昭和25年11月) 阪大微生物病研究所
癩研究部

兵庫県防疫課にある調査票に基づき統計的観察の研究論文の資料です。

積極的に患者発見に努めており、特に阪神地方の統計をとっていたことを示しています。

前述した「兵庫県下に於ける癩部落の疫学的考察」の資料とともに、地域的な疫学調査が行われていたことが分かります。

2 十坪住宅

愛国献金の名の下、療養所の住宅建設支援を行うことで隔離を進めようとしたことを示す重要な事象です。

本記録集作成委員会において、委員から特に調査すべき事象であるとの意見が出たため、調査を実施したところ、現存している建物はありませんでしたが、兵庫県関係の文献が残されていました。

1937 (昭和12) 年 十坪住宅 第6版

財団法人 長島愛生園慰安会

「十坪住宅資金収入一覽表」 (昭和12年5月末日現在)

「十坪住宅」工事一覽表 (昭和12年5月末日現在)

第一、第四 (第五) 兵庫寮 (兵庫県癩病根絶期成同盟)

第一、第二節磨寮

寄付金総額 129,469,63円

うち兵庫県民から 30,158,68円

(参考)

※企業物価指数 昭和9年から11年平均 111、

平成17年 166.4・9

※昭和10年の大卒初任給約100円、米10キロ約4円

当時の1円 現在の約1,000円相当とすると、

寄付金総額 約1億3千万円

兵庫県民寄付額 約3千万円

兵庫県の寄付金が、全国寄付金総額の約4分の1を占めており、また、兵庫県の地名由来の住宅も建てられていたことから、県民の十坪住宅への関心の高さが伺え、県内のハンセン病に対する運動が盛んであったことが推測されます。

当時、狭い部屋に何人も同居させられていた居住環境が、十坪住宅の建設により改善されたのであれば支援といえる面もありますが、実際は、寄付により結果的に入所者数を増やし、隔離を推進するための住宅建設支援となっていたようです。

3 患者家族訪問調査の実態

1935 (昭和10) 年 兵庫県下を園長に随行するの記
愛生 第5巻 第7号 昭和10年7月30日発行

長島愛生園医官が園長に随行し、5日間にわたって、兵庫県下の患者を訪問した内容です。

兵庫県の担当課から警部補が来られたとあるため、警察と合同でハンセン病対策にあたっていた、もしくは、担当課に警察官がいたことがわかります。訪問先の家庭は、裕福な農家で3姉妹のうち、姉に婚養子がいたが、母が患者であったため、婚養子が実家へ帰ってしまい戻ってこないという悲劇があつたようです。この筆者は、まだ日本には、ハンセン病が遺伝するという誤った思想があることを悲観する一方、患者を救うためには、療養所に収容しなければならず、満員の療養所を拡張すべきであると述べています。

1936 (昭和11) 年 癩患者の指導 財団法人 癩予防協会

兵庫県に於ける癩患者指導状況
1937 (昭和12) 年 癩患者の指導 財団法人癩予防協会
兵庫県に於ける癩患者指導状況

在宅患者の様子が詳細に記載されている貴重な資料であるため、本章末に資料として掲載しています。薬の配布、入所勸奨の実態等が書かれています。

4 県の元担当者の証言

(1) 県のハンセン病対策事業の内容を示す資料

1985年(昭和60)年の兵庫県保健環境部事務概要

- (1) 検診及び入所勸奨の実施
- (2) 入所らい患者家族生活援護
- (3) らい療養所の慰問
- (4) らい療養所入所患者の里帰り

(2) 県の元担当者の証言(昭和52年度～昭和63年度)

- 入所勸奨は実際に行っていなかったが、法律はあったため、県の事業概要に記載していた。
- 在宅患者を訪問して薬の配布をしていた。
- 社会復帰者は自分で医師に掛かっていた。
- 患者宅に訪問時は、県の職員と分らないような服装(麦わら帽子をかぶる、普段着等)及び公用車は離れて止めるなど、プライバシーに留意した。
- 定期検診は、愛生園の医師にきてもらっていた。
- 在宅患者は、できるだけ県立病院の熊野医師を通じて診察

してもらっていた。

○この頃、里帰り時に、県の部長が初めて挨拶をしたときは、入所者の方は感慨深そうであった。

○入所者の人に会った当初は警戒されていたようだが、世間話や家庭菜園の話をしていくうちに打ち解けた。

○うらみ・つらみは言われたことはない。

○園への渡し船は、漁船ぐらいの大きさで、前後に区切っており、入所者を区別していた。

○入所者の人は、ゲートボールがうまく、地域と懇親を図っていたようだ。

○県人会長の案内で個別に入所者を訪問した。

○里帰り事業について、以前はお寺に宿泊していたが、昭和40年に入所者の待遇が悪く、取りやめになったことがあった。

○里帰り事業は、集団のため、車窓から郷里を見てもらうような内容とした。当時は希望者が多く、バスが満員であった。

○里帰りは、家族の面会というよりもむしろ、慰安旅行に近いものであった。当時は1泊2日で実施した。

○里帰りの時に、お風呂に一緒に入ると、入所者はびっくりしていた。(それまでは一緒にはいったことがなかったようである)

○瀬戸内三園担当者会議では、ある園長がハンセン病の差別はいけないと力説していたのを覚えている。

○今も回復者と年賀状のやりとりをしている。

5 県の取り組み

(1) 事業内容(平成18年度)

- ①ハンセン病療養所入所者に対する訪問及び里帰り事業
兵庫県職員が療養所を訪問し、県出身者との面談及び納骨堂への献花等を行っています。また、集団又は個別の里帰り事業を実施し、ふるさと兵庫の姿を見ていただくとともに、知事との懇談や名所めぐり等を行っています。
- ②ふるさと情報提供事業
毎月、県政情報テレビ番組のビデオテープを兵庫県出身者の会にお送りしています。
- ③普及啓発事業
パンフレットの作成配布、フォーラム等を実施しています。
- ④相談窓口
ハンセン病回復者が地域で安心して生活を送ることができるよう、疾病対策課及び健康福祉事務所で、住宅、生活全般等の相談に応じています。
- ⑤ハンセン病記録集の作成
ハンセン病に関する記録集を作成し、普及啓発、人権教育の資料として活用します。
- ⑥社会復帰マニュアルの配布
ハンセン病療養所退所者が、医療・介護・障害福祉施策等のサービスを有効に活用できるように、これら制度のパンフレ

ットを必要に応じ、療養所入所者や退所者等に配布しています。

⑦ハンセン病療養所入所者家族生活援護

療養所の入所者が安心して療養に専念できるよう生活困窮家族には、「生活保護法」に準じた生活援護、住宅援護等を実施しています。

(2) 国への予算編成上の提案(平成18年度)

- ①社会復帰者に対する社会福祉制度の充実
- ②患者・回復者に対する社会復帰支援対策等の推進
- ③療養所入所歴のないハンセン病患者・回復者に対する平穏で安定した平均的水準の社会生活の提供
- ④ハンセン病問題検証会議が提言した人権侵害などの再発防止への対策

表① 「預予防デー」を中心とした講演・映画会状況（1933年）

| 道府県 | 参加者数 | 日数 | 会場数 | | 道府県 | 参加者数 | 日数 | 会場数 | |
|-----|-------|----|-----|----|-----|-----------|-----|-----|-----|
| | | | 市 | 町村 | | | | 市 | 町村 |
| 北海道 | — | — | — | — | 山形 | — | — | — | — |
| 東京都 | 4,000 | 1 | 1 | — | 山秋 | — | — | — | — |
| 大阪府 | 不明 | 1 | 1 | — | 石井 | — | — | — | — |
| 大坂府 | 4,000 | 3 | 3 | — | 富川 | 600 | 2 | 1 | 1 |
| 神奈川 | 4,200 | 3 | 1 | 2 | 山取 | 2,800 | 4 | 1 | 3 |
| 兵衛 | 6,000 | 7 | 2 | 9 | 島山 | 7,480 | 5 | 5 | 6 |
| 長崎 | — | — | — | — | 島根 | 3,200 | 6 | 1 | 5 |
| 新潟 | 2,100 | 2 | — | 2 | 岡山 | 5,824 | 5 | 4 | 5 |
| 群馬 | 不明 | 2 | 1 | 1 | 山島 | 4,320 | 4 | 8 | 2 |
| 群馬 | 4,700 | 6 | 2 | 4 | 山口 | 3,650 | 6 | 1 | 9 |
| 千葉県 | 2,500 | 3 | — | 3 | 和歌 | 2,000 | 3 | — | 3 |
| 茨城 | 2,000 | 3 | — | 3 | 徳島 | 2,300 | 3 | 1 | 2 |
| 栃木 | — | — | — | — | 香川 | 20,000 | 20 | 4 | 20 |
| 奈良 | 6,000 | 5 | 1 | 5 | 媛知 | 1,700 | 3 | 1 | 2 |
| 三重 | 不明 | — | — | — | 高岡 | 3,700 | 3 | — | 3 |
| 愛知 | 4,000 | 4 | 3 | 1 | 福分 | — | — | — | — |
| 静岡県 | 1,600 | 6 | 2 | 4 | 大賀 | 1,800 | 3 | — | 3 |
| 山梨 | — | 4 | 1 | 3 | 佐賀 | 6,800 | 5 | — | 5 |
| 滋賀 | — | 2 | 1 | 1 | 熊本 | 6,300 | 3 | 1 | 2 |
| 岐阜 | 1,600 | — | — | — | 熊崎 | 3,200 | 5 | — | 6 |
| 長野 | — | — | — | — | 鹿島 | 3,400 | 6 | — | 6 |
| 宮城 | 1,600 | 1 | 1 | 1 | 鹿島 | — | — | — | — |
| 福島 | — | — | — | — | 合計 | 約 135,125 | 151 | 47 | 133 |
| 青森 | 450 | 3 | — | 3 | | | | | |
| | 6,400 | 8 | — | 8 | | | | | |

（出典：預予防協会『昭和八年度事業成績報告書』1935年）

52—癩患者救護月報

| 道府県 | 月 | 日 | 診察 | 投薬 | その他 | 合計 | 備考 | | | | |
|-----|---|---|----|----|-----|----|----|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 北海道 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 東京都 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 大阪府 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 神奈川 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 兵衛 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 長崎 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 新潟 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 群馬 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 群馬 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 千葉県 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 茨城 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 栃木 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 奈良 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 愛知 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 静岡県 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 山梨 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 滋賀 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 岐阜 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 長野 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 宮城 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 福島 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |
| 青森 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | |

兵庫縣下に於ける癩部落の疫學的考察

兵庫縣衛生課 醫學博士 淺海 脩 藏
 阪大醫學部 櫻井 方 策
 兵庫縣衛生課 大橋 謙 二
 同 居 村 茂 徳

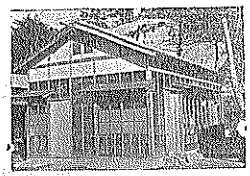
目 次

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| 緒 論 | 第10章 癩發病の誘因動機と認むべき事項 |
| 第1章 調査部落に於ける村勢一般及び氣候 | 第11章 癩患者の血族的關係 |
| 1, 地 勢 | 第12章 癩患者の發病系統 |
| 2, 人 口 | 第13章 癩部落の衛生狀況, 附患者の療治狀況 |
| 3, 職業及び産業 | 第14章 癩患家に於ける患者の狀態 |
| 4, 氣候の概況 | 1, 癩患家に於ける家族數と患者數 |
| 第2章 癩調査部落の狀況, | 2, 癩患家に於ける患者居住の狀態 |
| 第3章 調査部落に於ける戸數, 人口及び患家數並に患者數 | 第15章 癩患者の教育程度 |
| 1, 調査部落, 戸數, 人口 | 第16章 患家の職業別並に生活程度 |
| 2, 患家並に患者數 | 第17章 生計支持者たる患者の職業と病症程度 |
| 3, 癩患者の診定方法並に其結果 | 第18章 調査部落に於ける其他の疾病 |
| 4, 癩疑似症患者 | 第19章 調査部落に於ける死亡者及び其原因 |
| 第4章 調査部落に於ける癩病型並に病症程度 | 第20章 癩部落に於ける調査時の不在者 |
| 第5章 癩患者と性別及び年齢 | 第21章 結 論 |
| 第6章 患者の現症及び其發生部位並に合併症 | |
| 第7章 癩の初發年齢 | |
| 第8章 癩の初發症狀 | |
| 第9章 患者發病以來の經過年數 | |

緒 論

凡そ百の疾病豫防の根本的解決は其發生機因は素より地方の社會的機構を調査し、之に對する方策を講ずることは最も適切なる事項に屬す。殊に癩の如き部落的關係の深き疾病

(もろで金を献はれこ)



獻 金

○ 献金方法
献金をは初申込交際する。献金即金も利用せられの者が甚し有様である。

十坪住宅運動に 参加せよ

國民の市色に顯著なや？
現在我が國には、大約一萬五千人の痲瘋者が居る。従つて、全國一萬五千の町村には各一名餘りの痲瘋者が居ることとなる。移かに出興の年月、日の光し入らぬ土壁に、彼の手を待つ悲しき人の姿を見出し人は、必らず救恤の急務を知らず。である。
そのむくれを願、思慮な良策、さては陰鬱な瘴氣の撲滅、瘴氣の急務にさらけ出された可憐な兒童の姿を見出すに及んで、この事業の準備に附すべからざるを惜まれるだろう。
もしこれ市井の痲瘋子限、快活者が痲瘋者により感服する。彼例を知るに及んでは、愕然として驚愕がたに泣き、見入るる痲瘋の手を助けよう。

文明國に類なし！ あるいはたゞ日本のみ

痲瘋者に安住の地を興へよ。日本には一萬五千の重症痲瘋者が居るが痲瘋所内にあるものは僅に五千餘で全数の三分の一に過ぎない。國立長島愛生園は昭和六年三月二十七日患者收容開始後僅かに四月間で定員を突破し其の後漸次擴張せられたが常に超滿員の爲收容拒絶の狀態である。長くも皇太后陛下に於かせられては、總えず痲瘋問題に就き御懐念あらせられ御日常の供御御恩等を御節約遊ばされて多額の金を御下賜になり、「痲瘋者を慰めて」といふ有り難い御歌や赤坂御苑に御生せし根を下し賜ひ、官公立痲瘋所長に拜謁を仰付られ昭和十年十一月には再度御手元金を賜ふた。陛下の御仁慈を仰き奉り上記の痲瘋痲瘋防護の不十分なるを思ふとき我々民衆はこの儘坐視する事が出来ない。

仰 げ
御 仁 慈
救 へ 同 胞
「十坪住宅」
建設のために
主 者
岡山縣邑久郡藤井村
財團 長島愛生園慰安會
(原番口座大阪七二八六三番)
明 俱 樂 部

この際第一の急務は痲瘋者に入るべき家を興へることである。本會はこの目的の爲に昭和六年十一月一棟十坪の住宅を建て長島愛生園に寄附をする計案を樹てた。果然各方面からの同情は愈然として集まり開院に際する急務は日毎に増しそれに依つて建物は漸次建築せられつつある。上掲の住宅は海に臨むかなものであるけれども尚二夫婦を入れ又子供であるならば僅に八人を入れることが出来る。前してその建築は大痲瘋者の奉仕に供つて一棟六百坪の豫算で足る。我等は諸君の祖國に對する又同胞者に對する愛の觀念によつて「同胞の家」を建設して國辱たる痲瘋運動を促進せしめんとする。拾錢六千円で出来るこの計案を一日も早く實現せしむべく諸君の着想を望む。
根本的絶滅のために！ 拾錢を救せよ！

先づ足下の額を認めよ。諸氏の市邑の願者をして救済所に入らしむるべく十坪住宅の運動に参加せられんことを望む。

省れば我等の先願はあまりに無智であつた。

従らば願を恐れるのみにて如何にして願を救はんかとの根本策に練かつた。三千年間放置されてきた救済の大事業はたゞ政府當局及一部の先覺者のみ任せて解決し得るものでない。國民相互の協力理解に依らずして決して解決しない。

同胞愛の聲は鳴る。……御仁意に富ませ給ふ我輩御自ら、「願者救はざるべからず、癩病潔めざるべからず」との御手本を示し給ふた。

世は非常時、政府の經濟は到底十分なる救済所の擴張を許さざるの時、我等は手を携いて門外に救を求むる病者を無下に拒み得やうか、目下の窮狀を打開する唯一の願者救済の道は、國民の理解と病者の協力とに依る十坪住宅運動あるのみ。

かくして俯める友を暗黒より救ひ、過去數千年間我國民の苦しみの種であつた願を潔めることは現時の我々の採るべきコースでなければならぬ。而して次代の日本には潔き血肉と同胞愛の美しき精神を賦としやうではないか。

十坪住宅資金收入一覽表

(昭和十二年五月末日現在)

總額金拾參萬四千九百六拾九圓六拾參錢也

御下賜金 五千五百圓也

皇太后陛下御下賜金 五千圓也

東伏見宮紀親下御下賜金 五百圓也

寄附金 拾貳萬九千四百六拾九圓六拾參錢也

| 内 | | 金額 | 寄附者 |
|-----|---|-----------|----------------|
| 北海道 | 計 | | |
| | | 四〇〇〇〇 | 札幌市 〇〇〇氏 |
| | | 一五〇・八〇〇 | 三七 件 |
| | | 五五〇・八〇〇 | |
| 東京府 | | 二、九二五・一八 | 宮内省職員有志 |
| | | 一、七三五〇・六 | 婦人之友社聯合二回分三四三名 |
| | | 一、三〇〇〇・〇〇 | 日本M・T・L |

| 内 | | 金額 | 寄附者 |
|-----|---|-----------|--------------|
| 東京府 | 計 | | |
| | | 五〇〇〇・〇〇 | 公債購入 〇〇〇氏 |
| | | 四〇〇〇・〇〇 | 主婦之友社 |
| | | 六〇〇・〇〇〇 | 財団法人日本日語學校協會 |
| | | 一、二〇〇・〇〇〇 | 財団法人救護協會(五回) |
| | | 三〇〇・〇〇〇 | 日本赤十字社 |
| | | 一〇〇・〇〇〇 | 財団法人救護協會(五回) |
| | | 一七八〇・〇〇 | 東京女子學堂協會 |
| | | 二〇〇〇・〇〇〇 | 東京女子學堂協會 |
| | | 五〇〇〇・〇〇〇 | 日本女醫學會 |
| | | 一、二六八・八三 | 一三二 件 |
| | | 一七〇七〇・九 | |
| | | 五〇〇〇・〇〇 | 京都市都府書研究會 |
| | | 三〇〇〇・〇〇〇 | 京都市都府書研究會 |
| | | 六〇〇〇・〇〇〇 | 京都市都府書研究會 |
| | | 七七一・七三 | 京都市都府書研究會 |
| | | 四、八七二・七二 | 二八 件 |

| 内 | | 金額 | 寄附者 |
|-----|---|-----------|-----------------|
| 大阪府 | 計 | | |
| | | 八〇〇〇・〇〇 | 大阪毎日新聞社社會事業部 |
| | | 五〇〇〇・〇〇 | 〇〇〇氏 |
| | | 一、五〇〇・〇〇〇 | 〇〇〇氏 |
| | | 五〇〇〇・〇〇〇 | 〇〇〇氏 |
| | | 五〇〇〇・〇〇〇 | 大阪醫大皮膚病研究所 |
| | | 四〇〇〇・〇〇〇 | 大阪朝日新聞社 〇〇〇氏 |
| | | 五〇〇〇・〇〇〇 | 大阪市 〇〇〇氏 |
| | | 五〇〇〇・〇〇〇 | 〇〇〇氏 |
| | | 七〇〇・六八 | 一三四 件 |
| | | 五、九〇〇・六八 | |
| 兵庫縣 | | 四三九・〇 | 八 件 |
| | | 九〇〇〇・〇〇 | 陸軍少將 〇〇〇氏 |
| | | 四二五〇・〇〇〇 | 〇〇〇氏(四回) |
| | | 四〇〇〇・〇〇〇 | 神戸女學院G・I・クラブ |
| | | 二、三〇〇・〇〇〇 | 兵庫縣種痘種痘局同業會(五回) |
| | | 二〇〇・〇〇〇〇〇 | 〇〇〇氏 |
| | | 六〇〇〇・〇〇〇 | 〇〇〇氏 |

| 區 | | 金額 | 寄附者 |
|-----|---|------------------------------|-----------------------|
| 兵庫縣 | 計 | 一、二〇〇〇〇 五〇八六八 三〇、二五八六八 | 財団法人盛信報恩會 二五一件 |
| 長崎縣 | 計 | 八〇〇 | 二件 |
| 新潟縣 | 計 | 四九九三 | 六件 |
| 埼玉縣 | 計 | 一〇〇〇 | 一件 |
| 群馬縣 | 計 | 九、五〇〇 | 三件 |
| 千葉縣 | 計 | 一七四五 | 二件 |
| 茨城縣 | 計 | 一、二〇〇 | 一件 |
| 栃木縣 | 計 | ナ | ナ |
| 奈良縣 | 計 | 一、六〇〇〇〇 四〇〇〇〇 一、九四〇〇〇 | 丹波市町天理教管長 氏(四圓) 九件 |
| 三重縣 | 計 | 八、二〇〇 | 九件 |

| 區 | | 金額 | 寄附者 |
|-----|---|--|---|
| 愛知縣 | 計 | 一、〇四〇〇〇 五〇〇〇〇 五〇〇〇〇 五〇〇〇〇 五〇〇〇〇 五〇〇〇〇 一、五〇〇〇〇 一、〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇 四〇〇〇〇 七五〇〇〇 三六三三九九 七、五五三八九 | 愛知縣方面委員聯會(三圓) 名古屋市市街衛生組合聯合會 愛知縣衛生組合聯合會 愛知縣婦人會愛知縣支部 尾面聯合方面委員聯會丹羽郡支部 同上藤郡支部 同上二宮市支部 同上中島郡支部支部 名古屋市 基氏 愛知縣人會愛知縣支部岡崎市分會 三 九 件 |
| 靜岡縣 | 計 | 五〇〇〇〇 八九〇 | 九之村 六件 |
| 山梨縣 | 計 | 五〇八九〇 | ナ |
| 滋賀縣 | 計 | 二六四〇〇 | 二〇件 |

| 總計 | 及海外 | |
|----|--------|-------|
| | 不 | 明 |
| 總計 | 二二、九八三 | 三、四四件 |
| 合計 | 二二、九八三 | 三、四四件 |

「十坪住宅」工事一覽表

(昭和十二年五月末日現在)

| 區 | 姓名 | 構造 | 坪數 | 建築費 | 竣工年月日 | 開業年月日 |
|-----|-------|-----------|-----|-------|-------|-------|
| 第一 | 國 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第二 | 友の 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第三 | 千代田 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第四 | 千代田 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第五 | 千代田 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第六 | 波 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第七 | 長 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第八 | 友の 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第九 | 心 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第十 | 千代田 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |
| 第十一 | 佛 察 | 木造平家建五坪一棟 | 〇.五 | 三、〇〇〇 | 昭和七年 | 昭和八年 |

| 區名 | 會名 | 事務所 | 種別 | 坪數 | 工費 | 電檢費 | 水道費 | 合計 | 年月日工 | 年月日開 |
|----|----|-----|----|-------|--------|-----|-----|--------|-------|-------|
| 第一 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第二 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第三 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第四 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第五 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第六 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第七 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第八 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第九 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第十 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |

| 區名 | 會名 | 事務所 | 種別 | 坪數 | 工費 | 電檢費 | 水道費 | 合計 | 年月日工 | 年月日開 |
|----|----|-----|----|-------|--------|-----|-----|--------|-------|-------|
| 第一 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第二 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第三 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第四 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第五 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第六 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第七 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第八 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第九 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |
| 第十 | 安田 | 木部 | 普通 | 10.00 | 200.00 | — | — | 200.00 | 昭和十五年 | 八月三十日 |

兵庫縣に於ける癩患者指導状況

(昭和十二年四月三日診療第三、九八七號癩患者報告)

癩患者訪問に関する件

癩患者の訪問指導には衛生課員を派し所轄警察署と連絡を取り駐在巡査を同行せしめ患者に對し癩治療用品を無料にて配布し更に之等患者の慰養に努むるが其の概況左の如し

去來部

第一患者 男 四十二歳

過溺を言、糸齒の群らがる形を認めて患部に着く。患者は重症にして片足はもはや見えず、居座りて出でず、非常に氣短かく怒り易く、日常生活の困難さを訴へ、その妹なる人が私に訴へる。「淋しさが堪えられず、是非お見舞いませう、お節度へ行きませうか」と押しつけて云ふと「それでは歩いて下さるから越へ連れて来る」といふ。

患者は重症に侵襲してゐる。「患思でせう、お食事はどう、器は飲みますか」などと色を奪つてあげ、患者は療養所のことを知る限りを話す、偽りと思ひつゝも見て来たことあるかの如く話す。

「ともかく入所の設備のついででもこの難を飲めば病勢は進まないし、お節の願はれた閉居しなるといふと「勧めたところ、いつか患者もその妹も泣き出し出した。張清を全く失ひ果てた患者が、刺々心が和んでゆくらしのを感じられ、一言毎に態度が陰鬱になつて行くのが心付かれる。會つて話したらいふだけこの患者が数日間心静かに、いくらか明るく振舞つたらうと思はれることは喜ばしい。

此の家人は充分に消毒の事を理解してゐるらしくクレソール石鹼液を使用し、三人の子供は隔離室へは近づけない様に

してゐる。

第二患者 女 四十七歳

農繁期として水田に働く人々に見舞へられ見送られ、澆流の丸水桶を踏んで半下がり、癩に患部に至る。背戸に入る上頭で手拭を巻いた女は誰かにそれと思はれる、兩手先を失ひ顔面瘰癧を來した姿は傷々しい、保護するらしい母は六十七歳だといふ。

患者は現症瘰癧の手後ひをしてゐるといふ。

縁側に戻つて「お見舞に來た」と細々理由を話し、瘰癧を出す。

「猶入らずでも配つてくれるお醫者さんはないかいな」と患者は自業の瘰癧を放つてゐたが今度初めて意見された名譽だから「などと上手に言葉添へて騙された。

「手足の先は尖つても潰瘍など一ツ所もないことは、今病気が進んで行かないんだから、この際、瘰癧を潰して瘰癧を、そのまゝに治癒するかも知れない、決して潰瘍ではない傳染だから、柱で噛み止めて潰瘍をせねば」と云ひつゝ「何が慰めか」と生活のことを問ふ。

「芝居のことを言いた水を讀むことが唯一の慰めだが、なか／＼新しいのが買へぬ」といふ、これは大衆文藝の類であらう、患者はこの老母と離れて療養所へ入る意思なし、傳染性なることは理解し子供達に決して手づから物を與へず、洗濯物は必ず別に患者手づから行ふと云ふ。

第三患者 男 三十四歳

戸主である、今まで瘰癧をしてゐたと云ふ、殺り瘰癧に見受けられ殆ど常人の如くである、しかし聞いて顔を上上げて話さぬ、世を狭く、人を恐れてゐる様子である。

「遺傳でも何でもございませぬ、コレラや赤痢と同じことごとこからか染つたので全く患部ですから學下することはございませぬ、持々相談しながら、先づ手當して瘰癧を少しづつでもよくして行くやうにせませう、背力を合せようしたい」とお上では骨折つて居られます」と云つて體を勧め、患者は今迄瘰癧分給に金を入れたらしく一週間何回といふ金を支拂つたが瘰癧はじられ、潰れて飲まれる筈がなくて少し位服用したとて希望が持て、といふ意味を返す、いふ云つてのた。

「療養所では続けておける」と云つて居ることを力説すると、非常に驚喜した様子で幾度か「續けて頂き度い」と念を押す。

第四患者 男 五十四歳

四肢位の子供あり、消毒のこと分譲保育のことを話すと分譲保育には全然耳を傾ける様子はない。

第五患者 女 二十六歳 (癩患者の母)

此處は山にびつたり隠れた家である、中庭に白々と菜の花ははらけて莖葉に濡らした心に開れてくる、二人の患者を護る家と聞くへ心取らぬ。訪へば癩患者の母の姿が出て來た、背高で様子とした腹明らしい女である、訪れた理由を話すと「誰に話すことも出來ぬこの十五年間の苦しみを一度聞いて欲しいと思ふた」といふと「腹をぬぐひつゝ話を始める。「診定された頃は自費で治されたので終る時をせよとせよと云つた」とか「畑地から歸るのを待たず、鼻血をまくやうになつて漸く、苦々しい心臓も無くなり、あきらめて生きやうとする患者の心持に胸を打つてゐる」とか患者も勞働者といふ背戸から廻つてくる、財をかたはけて瘰癧を瘰癧の瘰癧を瘰癧の瘰癧を瘰癧の瘰癧か、現症瘰癧の瘰癧なり故か、瘰癧なりぬ。

一、藥品(大風子油製劑)を給與したる者 四〇(既に二重錠の給與済)
 一、未訪問患者數 三五四

附 記

- 今回の訪問實施により特記すべき點を挙げれば
- 一、不在費患者に於かれ資産を失ふ者の多きこと
 - 一、療養の途を知らざるものゝ意外に多きこと
 - 一、訪問を感謝するものゝ極めて多きこと
 - 一、不治の病と自覚し治療をなまめりしものが訪問指導に依り治療の希望を抱くに至れるものゝ數からざること
- 等に鑑み得三區療養所を療養所の建設も近きにあり此の機に於て可成多數の患者を入所せしむるため未訪問者に對し可及的速に訪問せしめんとし目下醫師一名を専従せしめて現場中につき全部終了の上は更に詳細報告可致候

兵庫縣に於ける癩患者指導狀況

癩患者の件に關しては昭和十一年六月二十五日癩預防デーを中心として、職員をして患者を訪問指導方法を指導し、大宮御所御歌會歌歌寫 療養のしるべ、治療藥品配布、自衛演習に關係をも同強致し癩患者の訪問に依る指導に對し患者は等しく感謝拜謝する者不尠状況に有之候様數を擧げ得たるものと思はせられ候様此後及報告候也

- 一、自衛演習に關係する件
 一、癩演習に關係する件

一、印刷物及治療藥品付表

| 區 別 | 月 日 | 場 所 | 入場人員 | 備 考 |
|-----|-----|----------|-------|-------------|
| 西宮市 | 六二五 | 西宮市公會堂 | 一、五〇〇 | 外見係職員長 原田久作 |
| 明石市 | 六二六 | 明石市大觀小學校 | 一、二〇〇 | 同 吉 野田久作 |
| 町 村 | 六二七 | 町公會堂 | 三〇〇 | 衛生課長 赤松敬太郎 |
| 町 村 | 六二八 | 俱樂部 | 五〇〇 | 同 同 柳 葉 俊 藏 |
| 町 村 | 六三〇 | 小學校講堂 | 一、三〇〇 | 同 同 |
| 町 村 | 七二 | 同 同 | 一、三〇〇 | 同 同 |

| 區 別 | 月 日 | 場 所 | 入場人員 | 備 考 |
|-------|-----|--------|-------|-----|
| 三 井 市 | 二二五 | 三井市公會堂 | 一、二〇〇 | 同 同 |
| 相 模 川 | 一〇五 | 相模川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一〇六 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一〇七 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一〇八 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一〇九 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一〇 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一一 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一二 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一三 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一四 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一五 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一六 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一七 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一八 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一一九 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二〇 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二一 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二二 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二三 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二四 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二五 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二六 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二七 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二八 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一二九 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |
| 須 磨 川 | 一三〇 | 須磨川公會堂 | 一、〇〇〇 | 同 同 |

第五患者 義父郎

四五歳 男

山道傳いに村に入るや井戸端にてお茶を流して居る五十歳餘りの女の人の...

第六患者 美方郎

六一歳 女

所在地に在りて室内に五十六丁行右に板橋を渡りて患部を陥れに入る一見六十歳前後の女の人の...

第七患者 美方郎

六一歳 女

患部を後に深き谷川に沿ひ水の流れ河原のなまきを井にしなが一里半餘を徒歩...

第八患者 美方郎

六一歳 女

患部を後に深き谷川に沿ひ水の流れ河原のなまきを井にしなが一里半餘を徒歩...

第九患者 義方郎

七七歳 男

庭所を訪ふ遊童も出遊軍人の見送りにて不在暫く遊童の歸るを待つ遊童の病状を問ふ...

第十患者 武蔵野長村

一六歳 女

患部の表は清水池を遊樂として居た奥へ退ると六十歳餘りの女の人が出て...

第十一患者 西宮市

四五歳 男

薄く患部の表は清水池を遊樂として居た奥へ退ると六十歳餘りの女の人が出て...

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880

1880